地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

~休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ~

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者 が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業 した場合や一時的に離職した場合(雇用予約がある場合も含みます)は、 雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
 - (受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)
- ※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了 し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であっ た期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業 所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助 成金を利用できます(熊本地震の影響による休業であれば熊本 県以外の事業所でも利用できます)。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3 (中小企業の場合)を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します(なお、地震による事業所・設備の損壊を直接的な理由とした休業は対象となりません)
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - 風評被害により、観光客が減少した場合

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

東京労働局管内ハローワークー覧表

【雇用保険特例措置】及び【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク飯田橋	〒112-8577 文京区後楽1-9-20	03-3812-8609(代表)
ハローワーク上野	〒110-8609 台東区東上野4-1-2	03-3847-8609(代表)
ハローワーク品川	〒105-0012 港区芝大門1-3-4	03-3433-8609 (代表)
ハローワーク大森	〒143-8588 大田区大森北4-16-7	03-5493-8609(代表)
ハローワーク渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609(代表)
ハローワーク新宿 (事業主の方)		03-3200-8609(代表)
(受給者の方)	〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宮エリカロー22階	03-5325-9580(給付)
ハローワーク池袋 (事業主の方)	新宿エルタワー23階 〒170-8409 豊島区東池袋3-5-13	03-3987-8609(代表)
	壹島区東池袋3-5-15 〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1	03-5958-8609(給付)
(支和省の力)	豆島区東心袋3-1-1 サンシャイン60 3階 〒114-0002	03-3930-0009 (Mp)
ハローワーク王子	北区王子6-1-17	03-5390-8609(代表)
ハローワーク足立	〒120-8530 足立区千住1-4-1	03-3870-8609(代表)
ハローワーク墨田	〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609(代表)
ハローワーク木場	〒135-8609 江東区木場2-13-19	03-3643-8609(代表)
ハローワーク八王子	〒192-0904 八王子市子安町1-13-1	042-648-8609(代表)
ハローワーク立川	〒190-8609 立川市緑町4-2	042-525-8609(代表)
ハローワーク青梅 (事業主の方)	〒198-0042 青梅市東青梅3-20-7 〒198-0042	0428-24-8609(代表)
(受給者の方)	青梅市東青梅3-12-16	0428-24-8636(給付)
ハローワーク三鷹	〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18	0422-47-8609(代表)
ハローワーク町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14	042-732-8609(代表)
ハローワーク府中	〒183-0045 府中市美好町1-3-1	042-336-8609(代表)
東京労働局職業安定部 雇用保険課 【雇用保険特例措置】	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1	03-3512-1670
助成金センター分室 【雇用調整助成金】	〒112-0004 文京区後楽2-3-21 住友不動産飯田橋ビル3階	03-3812-8780